

○紀南地方老人福祉施設組合の職員団体の登録に関する条例

(昭和59年2月13日)
条 例 第 5 号

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成18年3月1日条例第3号

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第1項および第5項から第8項までの規定の基づき紀南地方老人福祉施設組合の職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員団体の登録に関しては、白浜町職員団体の登録に関する条例（平成18年条例第34号）の規定を準用する。

附 則（昭和59年2月13日条例第5号）

この条例は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年3月1日条例第3号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。